

令和6年8月26日 開 会
令和6年8月26日 閉 会

佐賀県東部環境施設組合議会 定例会会議録

佐賀県東部環境施設組合議会

令和6年8月定例会会期日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	8月26日 (月)	開 会 会期決定 8月26日(1日間) 会議録署名議員の指名 経過報告 提案理由の説明 議案第6号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕 議案第7号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕 陳情第1号〔報告〕 閉 会

8月定例会付議事件

1 管理者提出議案

〔令和6年8月26日提出〕

議案第6号 令和5年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について 〔認定〕

議案第7号 令和6年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算(第1号) 〔可決〕

令和6年8月26日

議場：佐賀東部クリーンエコランド 4階 大会議室

1 出席議員氏名

議 長 松 隈 清 之

森 山 林	中 村 直 人	中川原豊志	飛 松 妙 子
西 依 義 規	野 副 芳 昭	原口ひさよ	中 野 均
馬 場 茂	吉 富 光 三 郎	大 川 隆 城	吉 富 隆
平 野 達 矢	園 田 邦 広		

2 欠席議員氏名

古 賀 通

3 地方自治法第121条による説明員氏名

管 理 者	向 門 慶 人	副 管 理 者	實 松 尊 徳
副 管 理 者	伊 東 健 吾	副 管 理 者	武 廣 勇 平
副 管 理 者	岡 毅	事 務 局 長	藤 川 博 一
事 務 局 次 長	相 浦 正 名	総 務 係 長	嘉 村 翼
総 務 係 主 任	大 隈 弘 貴	事 業 1 係 長	赤 司 隆 則
事業1係担当係長	豊 増 秀 文	事 業 2 係 長	古 澤 貴 裕
事業2係担当係長	大 坪 功 二		

4 議会事務局職員氏名

事 務 局 長 藤 川 博 一
総 務 係 長 嘉 村 翼
総 務 係 主 任 大 隈 弘 貴

5 議事日程

日程第1	会期決定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	経過報告
日程第4	提案理由の説明 議案第6号～議案第7号
日程第5	議案第6号 令和5年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定 について (質疑、討論、採決)
日程第6	議案第7号 令和6年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算 (第1号) (質疑、討論、採決)

午後 2 時 0 0 分

開議

松隈清之議長

本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は、15名です。

なお、欠席届が古賀通議員から出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年8月佐賀県東部環境施設組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。



日程第 1 会期決定

松隈清之議長

日程第 1、会期決定の件を議題といたします。

会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

松隈清之議長

日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第94条の規定により、議長において大川隆城議員、園田邦
広議員を指名いたします。



日程第 3 経過報告

松隈清之議長

日程第３、経過報告につきましては、お手元に印刷物を配付いたしておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。



日程第4 提案理由の説明

松隈清之議長

日程第４、提案理由の説明を求めます。

向門慶人管理者

はい。

松隈清之議長

向門慶人管理者。

向門慶人管理者

皆さんこんにちは。

本日は、ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、議員の皆様におかれましては、日ごろから本組合の運営につきましてご指導、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

本日、提案いたしております議案は、お手元にお配りしております議案第 6 号及び議案第 7 号の 2 件でございます。

それでは、議案のご説明に入ります。

議案第6号「令和5年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について」でございます。

めくっていただきまして、2ページ、3ページ目でございます。

歳入の全体でございますけれども、予算現額につきましては110億4,132万9千円。

調定額が110億4,137万5,682円。収入済額も同額となっております。

不納欠損等はありませんでした。

続きまして、4ページ、5ページ目でございます。

歳出でございます。

予算現額につきましては、110億4,132万9千円。支出済額109億8,368万1,396円。不用額5,764万7,604円となっております。

続きまして、6ページ目をお願いいたします。

今申し上げましたとおり、歳入総額110億4,137万5,682円。歳出総額109億8,368万1,396円。歳入差引残額は、5,769万4,286円となっておりますところでございます。

続きまして、項目ごとにご説明をいたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、負担金でございますけれども総額13億5,530万5千円でございます。

市町ごとの負担金額につきましては、備考欄に書いておるとおりでございます。

なお、令和5年度までは建設事業費だけでございましたので均等割10%、令和2年度国勢調査ベースでの人口割90%の負担割となっております。

続きまして、国庫支出金でございます。

清掃費国庫補助金でございます。

25億3,889万4千円でございます。

備考欄に書いておりますとおり、交付金は循環型社会形成推進交付金でございます。

内訳でございますが、焼却施設分といたしまして25億8,222万2千円。

次期リサイクル施設の現在行っている設計等に対する交付金が3,067万2千円となっております。

続きまして、繰越金でございます。

繰越金は、4,012万7,959円となっております。

内訳につきましては、備考欄に書いております。

まず、令和4年度の差引残高1,812万7,959円。

それと、繰越明許につきましてはこちらの県道中原鳥栖線から、こちらの施設に入ります右折レーンの附加車線を造っていただいています。

この原因者負担金といたしまして、2, 200万円の繰越明許をお願いしておったものでございます。

続きまして、諸収入でございますが、当面支出予定のない余剰分の資金を定期預金へ預入れした分の組合預金利子となっております。

続きまして、10ページ、11ページ目でございます。

雑入でございますけれども、1万9, 995円でございます。

内容につきましては、情報公開のコピー代、雇用保険料の個人負担分でございます。

続きまして、組合債でございます。

衛生債でございますが71億700万円でございます。

内訳につきましては、一般廃棄物処理事業債が28億8, 800万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債が42億1, 900万円でございます。

続きまして、歳出のご説明に入ります。

12ページ、13ページ目をお願いいたします。

まず、議会費でございます。

報酬29万1, 714円でございます。

こちらは議員さん方の人事等ございまして、延べ19名の議員さんにお支払いしたところでございます。

続きまして、旅費でございます。

議会の費用弁償等が、8万600円でございます。

続きまして、総務費でございます。

まず、報酬でございます。

210万4, 957円でございます。

備考欄に書いておりますとおり、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬が2万8, 500円。こちら5, 700円の5名様分でございます。

あとは、会計年度任用職員の報酬でございます。

続きまして、給料でございます。

15万4, 809円でございます。

こちらは、正副管理者の給料でございます。

管理者が年に3万6千円、副管理者が3万円となっております。

続きまして、職員手当等でございます。

544万4,608円でございます。

こちら我々職員の諸手当、それと会計年度任用職員の期末手当となっております。

続きまして、共済費41万1,277円。

こちら会計年度任用職員の社会保険料、雇用保険料の事業主負担分となっております。

続きまして、報償費でございます。

4万1千円。備考欄に書いております弁護士謝金。

こちらは、2回ご相談をしております。5,500円の2回分でございます。

あと、愛称募集賞品代につきましては、こちらのクリーンエコランドの愛称を住民の皆様方から募集いたしております。上位5名の皆様に、クオカードをお配りした賞品代ということになっております。

続きまして、旅費でございます。

133万5,688円。

備考欄の費用弁償につきましては、会計年度任用職員の通勤手当でございます。あとは、職員の普通旅費でございます。

交際費の支出はございませんでした。

続きまして、需用費でございます。

198万9,361円でございます。

この中で、印刷製本費が例年より多くなっておりますけれども鳥栖・三養基西部リサイクルプラザの運営を、この4月から当組合で担うことになっております。

それにあたりまして、2市3町の住民の皆様にチラシをお配りしております。6万8千枚印刷しています。この分が65万6,933円含まれております。

続きまして、役務費につきましては公用車の保険料とか電話代でございます。

めくっていただきまして14ページ、15ページをお願いします。

役務費の続きでございますが、佐賀銀行のインターネットバンキング手数料が3,300円の12か月分です。

起債借入手続時法人認証手数料は、起債する際に財務省から求められておるものでございます。

続きまして、委託料でございます。

委託料は、各システムであったり、パソコン等の保守点検管理等がございます。

上から7つ目でございますけれども、組合例規集追録等作成支援業務委託料が例年より多くなっており、職員給与条例、手数料条例、規約等改正するものが多く金額が大きくなっております。

また、その下の公会計財務書類等作成支援業務委託料も増えておりますが、昨年までは東部環境施設組合では資産を保有しておりませんでした。しかし、今年度からこの真木町の施設が資産となりますので、その分の委託料が増えております。

あと、事務所移転業務委託料は、みやき町から真木町に一部移転してきた時の引越し代です。

あと、竣工式に関する設営業務、交通誘導業務などは3月31日に行いました竣工式に関する支出でございます。

続きまして、使用料及び賃借料でございます。

255万8,193円でございます。

こちら公用車のリース料、またパソコンのリース料等でございます。

続きまして、負担金、補助及び交付金でございます。

1億2,710万7,303円でございます。

主なものとしたしましては、鳥栖市以外の1市3町からお預かりしております建設協力金6,500万円。あと、派遣職員の負担金でございますが、昨年までは7名でしたが、今年から1人増えておりますので6,157万2,008円と上がっております。

続きまして、償還金、利子及び割引料でございます。

538万3,959円でございます。

こちらは、組合負担金の精算金ということでございます。

内訳につきましては、まず焼却施設分としたしまして鳥栖市に208万3,643円、神埼市に92万5,423円、吉野ヶ里町に53万1,093円、上峰町に34万2,318円、みやき町に77万7,582円の精算金となっております。

なお、鳥栖市に対しましてリサイクル施設に関する精算金が72万3,900円あり、合計で538万3,959円となっております。

続きまして、監査委員費でございます。

報酬1万7,500円は、監査委員2名様分の報酬でございます。

その下段、旅費は費用弁償でございますが、1万5,600円につきましても監査委員さん方の費用弁償でございます。

続きまして、16ページ、17ページでございます。

衛生費でございます。

まず、12委託料でございますけれども5,699万6,200円でございます。

こちらは、備考欄に書いておりますとおり環境影響評価の支援業務、それと環境影響評価の本業務等がございます。

また、土木建築とプラントに関する技術支援の業務委託料が発生しております。

また、昨年までこの真木町の建設を進めておりましたが、その時の設計施工監理業務委託料4,350万円が含まれております。

続きまして、工事請負費でございます。

105億4,050万円でございます。

こちらは、焼却施設の工事請負費でございます。日立造船にお支払いした最後の請負費でございます。

続きまして、負担金、補助及び交付金でございます。

歳入のときに、繰越明許でご説明した県道の附加車線の整備工事費負担金2,200万円となっております。

続きまして、リサイクル施設建設費でございます。

まず、委託料でございます。

7,386万4,055円でございます。

こちらのリサイクル施設に関してもプラント関係、それと土木工事前の測量調査、地質調査。こちらの技術支援委託料を支出しております。

また、整備基本計画委託料と生活環境影響調査業務委託料も支出しております。

あと、次期施設の敷地造成実施設計業務委託料、埋蔵文化財の調査業務委託料もございます。

あと、建設予定地に一部保安林がございましたので、その解除に要する申請図書の作成業務委託料が発生しております。

続きまして、工事請負費でございます。

1億1,748万6,840円でございます。

こちらは、備考欄に書いております。

1番上のリサイクル施設機器設備改修工事1億1,108万9千円につきましては、現在の鳥栖・三養基西部リサイクルプラザを5年間機械をさらに延長して使うことに伴う改修工事でございます。

下段、施設案内看板設置工事は、新たに神埼市民さん吉野ヶ里町民さんが搬入に来られますので、その案内看板設置を行ったところでございます。

ライブカメラの設置工事につきましては、渋滞情報の発信を行うために設置したものでございます。

電話設備更新工事は、電話交換機の寿命が来ておりましたので交換をいたしましたものでございます。

外灯照明工事につきましては、１０本の修繕を行っています。

花壇撤去等工事５２万８千円でございますが、これは委託車両と一般搬入車の動線を分けるために花壇の撤去工事を行ったものでございます。

続きまして、公債費でございます。

償還金、利子及び割引料でございますが、２，１５４万６，０５１円でございます。

内訳といたしましては備考欄に書いております。

まず起債の分、建設事業債利子償還金が１，８６５万４，３５１円でございます。

こちら令和３年度、４年度に起債した分の償還金でございます。

下段でございます。

一時借入金利子償還金２８９万１，７００円でございますが、日立造船に工事請負費の前払いをいたしております。

前払金は、３６億５千万円ございました。

こちらを、年率０．０８１％で３５７日お借りした分の利子分でございます。

続きまして、１８ページ、１９ページのほうをお願いいたします。

予備費でございますけれども、予備費のほうから１０万７，２９４円、総務費の委託料のほうに充用を行っておるところでございます。

以上が歳入、歳出のご説明でございます。

続きまして、実質収支に関する調書ということで２０ページ、２１ページのほうをお願いいたします。

まず歳入総額が１１０億４，１３７万５，６８２円、歳出総額は１０９億８，３６８万１，３９６円。

歳入歳出差引額は、５，７６９万４，２８６円となり実質収支額も同額となっております。

続きまして、２２ページから財産に関する調書でございます。

２３ページ、２４ページでございます。

先ほど少し申し上げましたとおり、昨年までは全部ゼロでございましたが、今度からこの真木町の佐賀東部クリーンエコランドの管理棟、工場棟、計量棟が資産ということで記載をしておるところでございます。

以上が、令和５年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定についてのご説明でございます。

松隈清之議長

引き続き、監査委員の決算審査の結果について、報告を求めます。

大川隆城監査委員

議長。

松隈清之議長

大川監査委員。

大川隆城監査委員

はい。

皆さんこんにちは。

監査委員の大川隆城でございます。

監査報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定によりまして、令和6年6月28日に令和5年度佐賀県東部環境施設組合一般会計歳入歳出決算審査を行いました。

決算審査にあたりましては、提出されました歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに証票類その他の関係帳簿により、慎重に審査いたしましたのでその結果をご報告いたします。

審査に付されました歳入歳出決算書の調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数につきましては、それぞれの関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正に処理されているものと認めます。

以上、決算審査の報告といたします。

松隈清之議長

ありがとうございます。

決算審査の結果報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、議案第 6 号「令和 5 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について」は、
原案のとおり認定することに決しました。



第2条の継続費でございますけれども、事業名といたしましては次期リサイクル施設敷地造成工事でございます。

3年間での工事費の総額が14億6千万円でございます。

令和6年度が600万円、令和7年度6億60万円、令和8年度8億5,340万円とそれぞれ出来高を見込んでおるところでございます。

引き続き、項目別のご説明に移ります。

7ページのほうをお願いいたします。

歳入のご説明からでございます。

まず、負担金でございますけれども、6,600万円をお願いしたいと考えております。

市町ごとの負担金額は、説明欄に書いておるとおりでございます。

この分につきましても建設事業費でございますので均等割が10%、令和2年度の国勢調査ベースでの人口割が90%の負担割合をお願いしたいと考えております。

続きまして、国庫支出金の衛生費国庫補助金でございます。

1,328万2千円の減額となっております。

この減額につきましては、令和5年度の循環型社会推進交付金の剰余分、それを令和6年度で使うための減額でございます。

続きまして、繰越金でございます。

繰越金は、先ほど決算で申し上げました実質収支額の5,769万4千円でございます。

続きまして、歳出でございます。

8ページ目のほうをお願いいたします。

まず、総務費でございます。

一般管理費の償還金、利子及び割引料でございます。

4,441万2千円でございます。

こちら精算金となります。

議案概要の3ページ目のほうをお願いしたいと思います。

こちらに、計算式を載せております。

償還金につきましては、焼却施設分それとリサイクル施設分ということで、まず焼却施設分につきましては1番上に書いております。

鳥栖市への返還が1,608万4,241円。

神埼市には714万3,603円。

吉野ヶ里町には409万9,660円。

上峰町には264万2,456円。

みやき町には600万2,381円。

焼却施設分の合計は、3,597万2,341円でございます。

あと、(2) のリサイクル施設分につきまして、現時点では鳥栖市だけで負担してもらっていますが、この分で返還する分が843万9,945円となっております。

焼却施設分とリサイクル施設分足した分の合計が1番下、(1) + (2) となっております。

こちらに書いておるとおりでございます。

合計で4,441万2,286円となっております。

なお、昨年の収支額5,769万4千円から交付金で剰余金が出たと申し上げました1,328万2千円を引いた分が、この4,441万2千円となるものでございます。

続きまして、また予算書のほうをお願いいたします。

衛生費でございます。

リサイクル施設建設費でございますけれども、工事請負費6,600万円でございます。

説明欄に書いておりますとおり、敷地造成工事が初年度の準備工等で600万円でございます。

なお、この敷地造成に入ります前に、周辺の木々の伐採を行いたいと考えておりまして、その伐採分が6千万円ということをお願いしておるところでございます。

以上、簡単でございますけれども令和6年度佐賀県東部環境施設組合補正予算(第1号)のご説明でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

松隈清之議長

これより質疑を行います。

中野均議員

はい。

松隈清之議長

中野議員。

中野均議員

はい。

歳出の中で、質問いたします。

リサイクル施設の施設建設費の中で、伐採が6千万円上がっておりますけど、まず、かなり高いなというのが一つ。積算はどうされたかということ。

それと伐採した樹木が売れた後、売払収入はどちらに入ってくるか。もちろん鳥栖市さんのほうが、こちらのほうで樹木の方も補償されたと思いますので、その伐採分の収入をどこにどうなるか教えていただきたいと思います。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

こちら伐採工事につきましては、基本的に木が大きくて積算表に単価が載ってない部分もありましたので、基本的には業者さんからの見積りでございます。

なお、この地区実は昨年ともう一つ前の年、鳥栖市が文化財発掘のために伐採工事されております。

そのときに、非常に見込みよりも処分量が多かったと、木々が非常に密度が濃かったということだと思うんですけど、そういったことをお伺いしておりますので、多少その辺の処分量の見込みを多めに積んでいるということがあります。

あと、立木補償の関係、売払いでございますけれども、鳥栖市のほうがこちらを買収されたときに立木補償を行われたということは、お伺いしておりません。

ただ、業者さんにいろいろお伺いもしておりますけれども、売れるものは売れるだろうということはあるんですが、基本的に剪定とかの手入れが余り行われておりませんので、どの程度売れるのか見込めないということは聞いておるところでございます。

なお、売れた分については、工事費の中で減額ということをお話をしていく必要があるのかなと今のところ考えているところでございます。

以上、お答えでございます。

中野均議員

はい。

松隈清之議長

中野議員。

中野均議員

一般的に頭出しの予算は、売払収入で上げるのが通常じゃないかと思うわけですよ。

だから精算の中でやるということですけど、目に見えるような形でしたほうがいいんじゃないかと私は思いますけど、その辺の考えを新たにまたお聞きします。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

きちんと業務の結果等も売払等発生しましたら、きちんと報告をさせていただきたいというふうに考えております。

松隈清之議長

よろしいですか。

はい、ほかにございますか。

大川隆城議員

はい。

松隈清之議長

大川議員。

大川隆城議員

同じ項目のところではありますが、敷地造成工事が600万円でありまして、最初は機材資材の搬入や現場事務所設営等の準備工ということで、概要書の中で謳ってありますよね。

そうすると大体いつ頃からその仕掛けりをされるものか、計画があったらお聞かせください。

藤川博一事務局長

はい、議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

こちらのほうは、JVでの発注を考えています。

予算を承認頂けましたら、そういったところの入札の手続、また公告の期間等考えますと、1番早くて11月の終わりから12月の中旬頃には入札をして、業者さんと契約をして、工事を始めていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えでございます。

大川隆城議員

はい、ありがとうございます。

それでは引き続きですけれども、今度は伐採工事関係が6年度は6,000万、それから

継続的に7年、8年度それぞれ金額が示されておりまして結構大きな額なんですけど、これを発注されるとしては一括発注でされるものか、それとも年度ごとさっき言われたJV的でやれるものか。その辺いかがでしょう。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

造成工事については、継続費の設定をお願いしたようなことで3年間にわたって行います。

伐採工事につきましては、造成工事に入る前に全部年度内には終わらせる方向で考えておりますので、伐採工事は今年度だけです。

以上、お答えでございます。

大川隆城議員

はい、ありがとうございました。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

すみません、足りませんでした。

造成工事と伐採工事は別々でと考えております。

造成工事は、3年分を1本の工事で発注でございます。

以上、お答えでございます。

松隈清之議長

ほかございますか。

平野達矢議員

はい。

松隈清之議長

平野議員。

平野達矢議員

はい。

立木補償の分で、先ほど藤川事務局長のほうから、業者とお金になるということであれば補償するということでしたけれども、あそこの土地は鳥栖市が買ったんですよね。

その中に立木補償も入ってくるわけですよね。

立木補償も入ってると思うわけですよ。

そして、買ってると思うわけですよね。

ということは、工事代はあくまで組合の工事費ですするわけですけど、立木補償というのは、鳥栖市が土地の中に組み込んでおるならば、立木の部分がお金に換えられたということであれば、それは鳥栖市にお金が入るんじゃないですか。

私はそういうふうに理解しますけど。おかしいなと思って。

立木補償はしてるわけでしょ。

それで土地を買っているならば、造成工事はあくまでこっちでしますけれども、立木の分は既に鳥栖市がお金出してきてるならば、立木の部分は鳥栖市に入るんじゃないですか。

そこはっきりしておかないとね。

私は立木をお金になったから売った。それは、鳥栖市に入るんじゃないかと私は理解しますけどね。どうですかね。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

鳥栖市と調整をいたします。

松隈清之議長

ほか、ございますか。

吉富隆議員

はい。

松隈清之議長

吉富議員。

吉富隆議員

はい。

伐採が終わった後に、根っこが残りますよね。

それは、どのような方法をとられますか。

藤川博一事務局長

はい、議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

複数の業者さんにお伺いしたことがあります。それで、伐採と一緒に抜根をやってしまうのはどうかということも申し上げたんですが、雨が最近ひどいですので、抜根は土木造成工事のほうで行ったほうがいいんじゃないかと。あまり早急に抜根までやってしまったら、土砂崩れとかの危険性があるということでございましたので、今回の伐採工事は伐採だけ。抜根は残して、次に入札発注する敷地造成工事の中で行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えでございます。

吉富隆議員

はい。

松隈清之議長

吉富議員。

吉富隆議員

そのような計画というのは、1回事務局から説明があってましたよね。

しかし、これ問題だよね。

木を切ってしまうんだから死ぬんですよ。

そうしますと、法面っていうのは、高低差が10メートル以上あるわけでしょ。

だから、後から根っこを掘り出すというのは、造成工事の前にやらなきゃならない。

そこら辺は、もう少しこういう事業するときには慎重にやっていただきたいなと思います。

そうしないと5年間で終わりませんよ。

造成工事はもう8年で終わっちゃうんですよ。

計画どおり後ろには下げられないですよ。

供用開始が10年ですから。それに間に合わなくなる。

2ヘクタールの伐採が行われると聞いておりますが、何本ぐらいですか。

相当な数があると思うんだよね。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

密度からはじいた本数ですが、大体2, 300本ぐらいあるんじゃないかなという見込みでございます。

吉富隆議員

はい。

松隈清之議長

吉富議員。

吉富隆議員

それなりの金額が掛かるだろうし、それを土木と一緒にやるということで、伐採した処理費用分が相当な金額あると思うんで、そこら辺をきちっと仕分けしとったほうが我々としては分かりやすいですよ。

もう金が掛かるのは仕方ない。造らねば施設だから。

そこら辺の中身には、やっぱり議員の皆さんは感じて自分のとこの議会の人にも報告せざるを得ない。

そこら辺は、きちっと事務局で整理をしていただきたい。

松隈清之議長

ほかにございますか。

吉富光三郎議員

はい。

松隈清之議長

吉富議員。

吉富光三郎議員

また同じ場所の質問になるんですが、鳥栖市さんが土地を購入された際に、例えば伐採せんとここは造成もできない。そういう状態のところを買われる時点で、その分差額されたとかそういうことはないんですか。その伐採をしないとここは何にも使えないと。造成もできないと。

そうした場合に、正直私たちは分からないですから、土地を鳥栖市さんが購入された時点で、例えば値引きじゃないですけど、その分伐採費用が掛かるんじゃないかなということで、値引きされたという経緯はなかったんですか。そこら辺鳥栖市さんでないと分からないと思いますけど。

それと、正直この土地を提供された鳥栖市さんには申し訳ないんですが、伐採工事6千万というのが積み上がるのも私はいかななものかなって、思ったんですけど。

そこら辺ちょっと分かるなら教えてください。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

私が今聞いているのは、用地買収するときに土地代と、木が植わってるときは両方交渉ということで補償コンサルさんとかに頼んでやってるんですが、土地代だけしか今のところ鳥栖市から聞いてませんので、先ほども平野議員、中野議員からご指摘ありましたが、もう一度よく鳥栖市からお話を聞いて、調整すべき点があれば調整をしていきたいというふうに考えています。

吉富光三郎議員

はい。

松隈清之議長

吉富議員。

吉富光三郎議員

それと、6千万の話は。

極端な話、田んぼを買ったりしたらそういう費用はまず要らないですよ。

もう土砂搬入して、造成すればいいと。

それで、組合が伐採工事費6千万を出さないかんっていうのが、ちょっと合点が私はいかないなと思ったんで。

もちろん場所の選定は鳥栖市さんがっていうお話ですが、まさかあんなところっていう、私は正直、場所の問題で思ってるから、こういうことを言ってるんですけど。

普通に、ここの同じ敷地内ならこういった費用も掛からない。

これ鳥栖市さんにお任せします。

それでずーっと出さんと、やっと思したと思ったら、とても離れた場所を提案された。

それで、伐採工事費6千万。

ちょっと合点がいかんので、よかったらお答えください。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

場所が場所といえはそうございまして、伐採費用を組合が出すのはおかしいということになると、そもそも敷地造成の工事もやるのはおかしいとなってしまいますので、今後の工事に入ってから何とか2市3町で、皆さんでご負担ということでお願いをできればというふうにお願いを申し上げるしかございません。

松隈清之議長

よろしいですか。

吉富光三郎議員

はい。

松隈清之議長

ほかございますか。

大川隆城議員

はい。

松隈清之議長

大川議員。

大川隆城議員

伐採工事の分ではありますが、先ほどのお話を聞いておりますと、ほぼこの伐採した材木は利用価値がないものばかりじゃないかという話が出ましたですね。

そうになると処理をせんといかん。処理をするということになれば、焼却処分かなというふうな思いもするわけですが、そうならば今度は焼却処分の費用も掛かりますよね。

となれば、今組んであるこの表の中にそれらまで含めて予算を上げて上げてあるものか、それともまた別での処分を考えてあるのか、その辺いかがでしょうか。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

防止協定書案が不完全である。周辺自治会との基本協定書、環境保全（公害防止）協定を、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮すべきと考える。」につきましては、お手元に印刷物を配付しいたしておりますとおり、当組合議会に対して陳情が提出をされておりますので、ご報告をいたします。

それでは、陳情の内容と組合の見解について、説明をお願いいたします。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

我々は、公害防止協定というものをこの施設が建設される前から、市内で4か所、久留米市の中で5か所行っておるところでございます。

この環境調査でございますけれども、今後30年間この施設を運営する間ずっと続けていくということで、従前従後のモニタリングをきちっとご報告していくということで考えています。

ということで、5地区での公害防止協定の締結を考えておりまして、現在3地区とは協定を結んでおります。

なお、あと2地区につきましても基本的に我々がご提示しておる公害防止協定書の中身については全てご了解頂いておるところでございます。

その他地域振興の件で、まだ鳥栖市と話し合いが継続中ということで締結まで至っておりませんけれども、ご理解頂いております。

また、日立造船から昨年11月から半年間分の試運転の結果等を頂いております。

それにつきましても、公害防止協定の中でお示ししております基準に沿って、5地区の区長さん、役員さん全てご説明して、ご理解を頂いたところでございます。

ですので、我々といたしましては、我々が考えている公害防止協定に問題はないのではないかとこのように考えておるところでございます。

以上でございます。

松隈清之議長

執行部の説明が終わりました。

この件に関しまして、ご意見等ございませんか。

平野達矢議員

はい。

松隈清之議長

平野議員。

平野達矢議員

はい。

今回こういう問題が出てきて、はっきり言って何をしようですかと言いたいですね。

所在自治体が、こういう状態では。もうしっかりしないといかんですよ。

施設は出来上がってこれは。もうこういうのは施設を造る前にしとかんばいかんですよ。

だから、この5地区とほかにも鳥栖市の各地区全部説明会しとるわけでしょ。

そういうふうに聞きました。

何を今さらですか。

後先反対ですよ。

首長。

鳥栖市、所在自治体としてね、鳥栖市長しっかりせんといかんですよ。

やばいですよ。はっきり言って。

私は、やっぱしこれ建設に掛かる前にしっかりと、こういう施設を造りますと。

生活に欠かせないもの。衣食住の一つと一緒にですよ。

だから、場所真ん中に造ってもいいような施設ですよ。

そういうふうに理解をしてもらうためには、やはり施設を造る前にやっぱしこれは結んどかんといかんと。

どこと結べとか、そういうことは私たちは分かりません。

所在自治体として、やっぱこういうことはしっかり結ばないといけない。

今こういうことが出てくるとね、私なんかやっぱし建設協力金目当てじゃないかなと。

言っちゃいかんですけど、そういうふうに感じるわけですよ。

あそこが幾らもらいよるけん、じゃあうちももらおうとか。

そういう考え方に、走る人が出てくるわけですよ。

だからしっかりした、そういう建設協力金をもらわなくても、自分の隣にでも造る必要がある施設だと。

市民が、住民が理解をしてもらうような施設であってほしい。

だからそういうメーカーを選んで、そして万全な体制で造ったわけでしょ。

であるならば、もう今日すぐ協定結んでいいですよというような、そういう状況を作って

いかないと。

これ将来、自治体の首長の責任ですよ。私に言わせれば。

何ばしょっですかて。

そういう中で、各市町一緒に負担金を出して造ったわけじゃないですか。

いやなんかこれ今出てきて、正直言って私は時期遅しと思っているわけですよ。

だから、もうしっかりしなさい。それだけ。

事務局も然り。同罪です。私はそういうふうに思うから。

できれば、市長、向門管理者答弁を求めます。

向門慶人管理者

はい。

松隈清之議長

向門管理者。

向門慶人管理者

はい。

平野議員から大変厳しいご意見を頂きました。

私も就任以来、努力させていただいております。

そういった中でまだ結んでいないことに関しましては、心からお詫びを申し上げさせていただきます。

一刻も早く協定が結ばれるように、しっかりと取り組んでいかせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

一生懸命やらせていただきます。

平野達矢議員

はい。

松隈清之議長

平野議員。

平野達矢議員

一生懸命はわかりました。

できれば、時期を明示していただきたい。

向門慶人管理者

できるだけ早くさせていただきます。

平野達矢議員

管理者、それが1番いけないんですよ。

やっぱし時期を明示してここまでに努力をしますと。どうしてもできない場合は、それで仕方ない。それは、やっぱしお互いで妥協点が見つからないという説明がある。一応の目途はきちっとつけないと1年先か、5年先か分からんやなかですか。

皆さん努力しますと言う。議会も一緒です。執行部の善処しますと一緒ですよ。

今そういう時代じゃないです。

半年以内に結ぶ予定、そこまでに必ずしますとか、そういうのをここだけの話ですから。

だから、どうしてもできないときはできない。しかし、時期を明示しないと努力しないです。人間は。

向門慶人管理者

はい。すいません、ちょっと先方の方がいらっしゃいますので、申し訳ないんですけど時期は明示できませんが、しっかりと取り組ませていただきますので、よろしくお願いいたします。

平野達矢議員

分かりました。

松隈清之議長

この組合にとっては公害防止協定締結というのも一つ、もちろん必須ではないんですけども、地域の方々にご理解頂いた証拠として、早期に結んだほうが望ましいものだというふうに思いますけれども、一方で地域振興とはこれ、正直言ってリンクはしてないんですよ。

地域振興策は地域振興策で、鳥栖市がそれぞれの地域と話をするところでございますんで、あくまで組合としては、周辺地域の方にしっかりご理解頂いて事業を進めていただきたいということは私のほうからも申し上げたいと思います。

平野達矢議員

分かりました。

松隈清之議長

ほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

では今のような執行部の考え方で、提出者に通知をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ご異議なしと認めます。

陳情第1号に対する審査結果につきましては、組合の見解をもとに作成し、提出者に通知をさせていただきます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて、令和6年8月佐賀県東部環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後3時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 松隈清之

議員 天川隆城

議員 園田邦広